

船員に関する雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律施行規則 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

新	旧
<p>(法第三十一条第一項の規定により読み替えて適用される法第九条第三項の国土交通省令で定める妊娠又は出産に関する事由)</p> <p>第三条 法第三十一条第一項の規定により読み替えて適用される法第九条第三項の国土交通省令で定める妊娠又は出産に関する事由は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 妊娠したこと。 二 出産したこと。 三 法第三十一条第一項の規定により読み替えて適用される法第十二条若しくは法第十三条第一項の規定による措置を求め、又はこれらの規定による措置を受けたこと。 四 船員法(昭和二十二年法律第百号)第八十七条第一項の規定(船員職業安定法(昭和二十三年法律第百三十号)第八十九条第四項の規定により読み替えて適用される場合を含む。次条第四号において同じ。)若しくは第二項の規定により作業に従事できず、若しくは作業に従事しなかつたこと、船員職業安定法第九十二条第一項の規定により読み替えて適用される船員法第八十七条第一項本文若しくは第二項本文の規定によつて船員派遣の役務に従事 	<p>(妊娠又は出産に関する事由)</p> <p>第三条 法第三十一条第一項の規定により読み替えて適用される法第九条第三項の国土交通省令で定める妊娠又は出産に関する事由は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 妊娠したこと。 二 出産したこと。 三 法第三十一条第一項の規定により読み替えて適用される法第十二条若しくは第十三条第一項の規定による措置を求め、又はこれらの規定による措置を受けたこと。 四 船員法(昭和二十二年法律第百号)第八十七条第一項(船員職業安定法(昭和二十三年法律第百三十号)第八十九条第四項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)若しくは第二項の規定により作業に従事できず、若しくは作業に従事しなかつたこと、船員職業安定法第九十二条第五項の規定により読み替えて適用される船員法第八十七条第一項本文若しくは第二項本文の規定によつて船員派遣の役務に従事できなかつたこと又は船員の雇用

含む。次条第八号において同じ。）により休日に作業に従事できず、又は作業に従事しなかつたこと。

九 船員法第八十八条の四の規定（船員職業安定法第八十九条第四項の規定により読み替えて適用される場合を含む。次条第九号において同じ。）により午後八時から翌日の午前五時までの間において作業に従事できず、又は作業に従事しなかつたこと。

十 妊娠又は出産に起因する症状により労務の提供ができないこと若しくはできなかつたこと又は労働能率が低下したこと。

（法第三十一条第一項の規定により読み替えて適用される法第三十一条の二第一項の国土交通省令で定める妊娠又は出産に関する事由）

第三十一条の二 法第三十一条第一項の規定により読み替えて適用される法第三十一条の二第一項の国土交通省令で定める妊娠又は出産に関する事由は、次のとおりとする。

一 妊娠したこと。

二 出産したこと。

三 法第三十一条第一項の規定により読み替えて適用される法第十二条若しくは法第十三条第一項の規定による措置を求めようとし、若しくは措置を求め、又はこれらの規定による措置を受けたこと。

四 船員法第八十七条第一項若しくは第二項の規定により作業に従事できず、若しくは作業に従事しなかつたこと、船員職業安定法第九十二条第五項の規定により読み替えて適用される船員法第八

九 船員法第八十八条の四の規定（船員職業安定法第八十九条第四項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）により午後八時から翌日の午前五時までの間において作業に従事できず、又は作業に従事しなかつたこと。

十 妊娠又は出産に起因する症状により労務の提供ができないこと若しくはできなかつたこと又は労働能率が低下したこと。

（新設）

- 十七条第一項本文若しくは第二項本文の規定によつて船員派遣の
職務に従事できず、若しくは船員派遣の職務に従事しなかつたこ
と又は船員の雇用の促進に関する特別措置法第十四条第六項の規
定により読み替えて適用される船員法第八十七条第一項本文若し
くは第二項本文の規定によつて船員労務供給の職務に従事できず
、若しくは船員労務供給の職務に従事しなかつたこと。
- 五| 船員法第八十七条第三項の規定による申出をしようとし、若し
くは申出をし、又は軽易な作業に従事したこと。
- 六| 船員法第八十八条の規定により作業に従事できなかったこと。
- 七| 船員法第八十八条の二の二第一項から第三項までの規定により
同法第六十条第一項の労働時間を超えて作業に従事することがで
きず、又は作業に従事しなかつたこと。
- 八| 船員法第八十八条の三第一項及び第三項の規定により休日に作
業に従事できず、又は作業に従事しなかつたこと。
- 九| 船員法第八十八条の四の規定により午後八時から翌日の午前五
時までの間において作業に従事できず、又は作業に従事しなかつ
たこと。
- 十| 妊娠又は出産に起因する症状により労務の提供ができないこと
若しくはできなかつたこと又は労働能率が低下したこと。